

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 5 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601257号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700013号

第1 結論

昭和49年4月から昭和54年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月から昭和54年4月まで

私の亡くなった母は、生前、私が大学を卒業した直後の昭和49年4月頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間のうち、昭和49年4月分の国民年金保険料を納付してくれた。

また、請求期間のうち、昭和49年5月から昭和54年4月までの国民年金保険料については、私の妻が、ほぼ毎月、郵便局で納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、国民年金手帳払出一覧表により、昭和51年1月20日に払い出されたことが確認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記国民年金番号と別の国民年金番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われたと推認でき、請求者の母親が昭和49年4月頃に請求者の国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、昭和49年4月分の国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、既に亡くなっているため、当時の事情を聴取することができない上、昭和49年5月から昭和54年4月までの保険料について、請求者の妻は、市役所から送付された納付書を使用し、ほぼ毎月、納付していた旨陳述しているところ、請求者及び請求者の妻が請求期間当時に居住していたA市の広報紙によると、同市における国民年金保険料の収納時期については、請求期間当時は3か月毎の納付であり、毎月納付に変更されたのは昭和61年10月以降であることが確認できることから、請求者の妻の主張は、当時の保険料の収納に関する取扱いと一致しない。

そのほか、請求者の母親及び請求者の妻が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。